

申請・届出名	少量危険物・指定可燃物（貯蔵・取扱い）届出書
様式	第16号様式 （阿久根地区消防組合火災予防条例施行規則第18条関係）
根拠条文	阿久根地区火災予防条例第46条第1項
概要	次の(1)及び(2)を貯蔵又は取り扱う場合は、開始の7日前までに上記届出書を提出してください。 (1) 指定数量の5分の1以上（個人の住居の場合は2分の1以上）指定数量未満の危険物 (2) ※別表第8で定める数量の5倍以上（再生資源燃料、可燃性固体類等及び合成樹脂類は同表で定める数量以上）の指定可燃物
注意事項等	届出書に以下の書類を添付してください。 ・貯蔵又は取り扱う場所の見取図

※別表第8（第33条、第34条、第34条の2、第46条関係）

品名	数量	
綿花類	200 キログラム	
木毛及びかんなくず	400	
ぼろ及び紙くず	1,000	
糸類	1,000	
わら類	1,000	
再生資源燃料	1,000	
可燃性固体類	3,000	
石炭・木炭類	10,000	
可燃性液体類	2 立方メートル	
木材加工品及び木くず	10	
合成樹脂類	発泡させたもの	20
	その他のもの	3,000 キログラム